

## 高知広域都市計画高度地区の決定（高知市決定）

都市計画高度地区を次のように決定する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
28m高度地区	約 23ha	<p style="text-align: center;">(建築物の高さの最高限度又は最低限度)</p> <p>1 高度地区内における建築物の高さの最高限度は28メートルとする。この場合において、建築物の高さの算定については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第六号ロの規定は適用しない。 (適用の除外)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>(1) 前項の規定の適用の際、現に存する建築物であって、同項の規定に適合しない部分を有するもの</p> <p>(2) 前項の規定の適用の際、現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物であって、同項の規定に適合せず、又は同項の規定に適合しない部分を有するもの</p> <p>(3) 前二号に掲げる建築物で前項の規定の適用の日以後に、次のいずれかの工事を行うもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 前項に規定する高さの範囲内で行う増築又は改築の工事</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 前項の規定に適合しない部分における当該部分の高さの範囲内で行う修繕又は模様替（大規模の修繕又は大規模の模様替を含む。）に係る工事</p>	

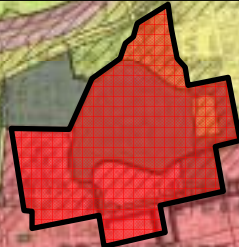
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

# 総括図

S = 1 : 20,000



2.8 m高度地区



## 凡例

 2.8 m高度地区

